大阪府石油コンビナート等防災計画　新旧対照表

資料２-３

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
| 第５章　災害応急活動第１節　防災体制　防災関係機関、特定事業者及びその他事業所は、円滑かつ効果的な災害応急活動を実施するため、防災体制を整備強化するものとする第１　防災本部　　防災本部は、石災法及び本計画第２章第１節「防災本部」に定めるところにより、次の活動を行う。(1)災害情報の収集伝達(2)防災関係機関、特定事業者及びその他事業者が実施する災害応急活動等に係る連絡、 調整(3)大阪府石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）に対する指示(4)国及び他の府県との連絡(5)その他必要と認められる事項１　防災体制防災本部における防災体制は、災害の規模及び態様を考慮し次の体制による。

|  |  |
| --- | --- |
| 体制 | 災害の区分 |
| 警戒体制 | 特別防災区域において災害が発生した場合に対応する体制 |
| 第一次防災体制 | 特別防災区域において震度４の地震が発生した場合、若しくは、１施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合に対応する体制 |
| 第二次防災体制 | 特別防災区域において震度５弱、震度５強の地震が発生した場合、若しくは、複数の施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合に対応する体制 |
| 総合防災体制 | 特別防災区域において震度６弱以上の地震が発生した場合、若しくは、一般地域に影響を及ぼすおそれがある災害が発生した場合に対応する体制 |

防災本部長は、総合防災体制を敷くとき又は総合防災体制に移行するときは、災害発生地の市町長、消防（団）長、又は大阪海上保安監部長（関西国際空港地区にあっては、関西空港海上保安航空基地長）の意見を聴くものとする。 | 第５章　災害応急活動第１節　防災体制　防災関係機関、特定事業者及びその他事業所は、円滑かつ効果的な災害応急活動を実施するため、防災体制を整備強化するものとする第１　防災本部　　防災本部は、石災法及び本計画第２章第１節「防災本部」に定めるところにより、次の活動を行う。(1)災害情報の収集伝達(2)防災関係機関、特定事業者及びその他事業者が実施する災害応急活動等に係る連絡、 調整(3)大阪府石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）に対する指示(4)国及び他の府県との連絡(5)その他必要と認められる事項１　防災体制防災本部における防災体制は、災害の規模及び態様を考慮し次の体制による。

|  |  |
| --- | --- |
| 体制 | 災害の区分 |
| 警戒体制 | 特別防災区域において災害が発生した場合に対応する体制 |
| 第一次防災体制 | 特別防災区域において震度４の地震が発生した場合、若しくは、１施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合に対応する体制 |
| 第二次防災体制 | 特別防災区域において震度５弱、震度５強の地震が発生した場合、若しくは、複数の施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合に対応する体制 |
| 総合防災体制 | 特別防災区域において震度６弱以上の地震が発生した場合、若しくは、一般地域に影響を及ぼすおそれがある災害が発生した場合に対応する体制 |

防災本部長は、総合防災体制を敷くとき又は総合防災体制に移行するときは、災害発生地の市町長、消防（団）長、又は大阪海上保安監部長（関西国際空港地区にあっては、関西空港海上保安航空基地長）の意見を聴くものとする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
| ２　防災本部の活動(1)特別防災区域において災害が発生した災害が発生したときは、警戒体制を敷いて情報収集を行う。第一次、第二次及び総合防災体制に移行するときは、必要な防災関係機関、特定事業者及びその他事業者に通報する。(2)第一次、第二次及び総合防災体制を敷いたときは、防災本部における情報収集機能を強化するため、各体制の責任者は、災害の状況に応じ、当該市役所等に現地連絡所を設置し、危機管理室職員を派遣する。また、現地連絡所を設置するときは、地元市及び消防機関等に参集するよう要請する。(3)第一次防災体制での大阪府石油コンビナート指令部、第二次防災体制での同警戒本部、総合防災体制での災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）は、各体制において、府地域防災計画に定める大阪府防災・危機管理指令部、同警戒本部及び同災害対策本部と緊密な連携をとりながら行う。(4)災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は防災本部長は必要に応じ指令部員又は防災本部員を招集する。(5)招集された本部員は、所属機関との連絡に当たるための連絡員を防災本部に同行させる。(6)防災本部長は、地震等の自然災害により、府又は市町に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されたときは、両本部の災害応急活動等を円滑に実施するため連絡調整を行う。(7)防災本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めたときは、消防庁長官に対し専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請する。３　大阪府の組織体制及び所掌事務特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する。ただし、本部長が必要と認める場合は、防災本部会議を開催する。(1) 警戒体制ア　配備時期特別防災区域において災害が発生したときイ　配備体制危機管理室職員が対応ウ　警戒体制の所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ） 防災関係機関、特定事業者、その他事業者及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）大阪府石油コンビナート指令部設置の必要性に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員への連絡に関すること | ２　防災本部の活動(1)特別防災区域において災害が発生した災害が発生したときは、警戒体制を敷いて情報収集を行う。第一次、第二次及び総合防災体制に移行するときは、必要な防災関係機関、特定事業者及びその他事業者に通報する。(2)第一次、第二次及び総合防災体制を敷いたときは、防災本部における情報収集機能を強化するため、各体制の責任者は、災害の状況に応じ、当該市役所等に現地連絡所を設置し、危機管理室職員を派遣する。また、現地連絡所を設置するときは、地元市及び消防機関等に参集するよう要請する。(3)第一次防災体制での大阪府石油コンビナート指令部、第二次防災体制での同警戒本部、総合防災体制での災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）は、各体制において、府地域防災計画に定める大阪府防災・危機管理指令部、同警戒本部及び同災害対策本部と緊密な連携をとりながら行う。 (4)災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は防災本部長は必要に応じ指令部員又は本部員及び関係者（以下「本部員等」という。）を招集する。(5)招集された本部員等は、所属機関との連絡に当たるための連絡員を防災本部に同行させる。(6)防災本部長は、地震等の自然災害により、府又は市町に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されたときは、両本部の災害応急活動等を円滑に実施するため連絡調整を行う。(7)防災本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めたときは、消防庁長官に対し専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請する。３　大阪府の組織体制及び所掌事務特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する。ただし、本部長が必要と認める場合は、防災本部会議を開催する。(1) 警戒体制ア　配備時期特別防災区域において災害が発生したときイ　配備体制危機管理室職員が対応ウ　警戒体制の所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ） 防災関係機関、特定事業者、その他事業者及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）大阪府石油コンビナート指令部設置の必要性に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員等への連絡に関すること |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
| (2) 第一次防災体制ア　配備時期特別防災区域において震度４の地震が発生した場合、若しくは、１施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合で対応が必要であると指令部長が判断したときイ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート指令部〕（以下、「指令部」）指令部長　危機管理監指令部副部長 危機管理室長指令部員　消防保安課長、防災企画課長、災害対策課長、報道監、医療対策課長事務局員　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常1号配備」職員ウ　指令部会議指令部長が必要と認めた場合は「指令部会議」を開催する。なお、指令部長の判断により招集する指令部員を限定することができる。エ　指令部の所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ） 防災関係機関、特定事業者、その他事業者及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）大阪府石油コンビナート警戒本部設置の必要性に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員への連絡に関すること(3)第二次防災体制ア　配備時期特別防災区域において震度５弱、震度５強の地震が発生した場合、若しくは、複数の施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合で対応が必要であると指令部長が判断したときイ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート警戒本部〕（以下、「警戒本部」）本 部 長　　知事副本部長　　副知事（危機管理担当）、危機管理監本 部 員　　危機管理室長、報道監、健康医療部長事 務 局 大阪府石油コンビナート指令部事務局員　　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常２号配備」職員ウ　警戒本部会議本部長が必要と認めた場合は「警戒本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて防災本部員から招集することができる。警戒本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が検討するものとする。 | (2) 第一次防災体制ア　配備時期特別防災区域において震度４の地震が発生した場合、若しくは、１施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合で対応が必要であると指令部長が判断したときイ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート指令部〕（以下、「指令部」）指令部長　危機管理監指令部副部長 危機管理室長指令部員　消防保安課長、防災企画課長、災害対策課長、報道監、医療対策課長事務局員　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常1号配備」職員ウ　指令部会議指令部長が必要と認めた場合は「指令部会議」を開催する。なお、指令部長の判断により招集する指令部員を限定することができる。エ　指令部の所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ） 防災関係機関、特定事業者、その他事業者及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）大阪府石油コンビナート警戒本部設置の必要性に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員等への連絡に関すること(3)第二次防災体制ア　配備時期特別防災区域において震度５弱、震度５強の地震が発生した場合、若しくは、複数の施設で長時間継続するおそれのある火災（リング火災、プール火災等）が発生した場合で対応が必要であると指令部長が判断したときイ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート警戒本部〕（以下、「警戒本部」）本 部 長　　知事副本部長　　副知事（危機管理担当）、危機管理監本 部 員　　危機管理室長、報道監、健康医療部長事 務 局 大阪府石油コンビナート指令部事務局員　　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常２号配備」職員ウ　警戒本部会議本部長が必要と認めた場合は「警戒本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて本部員等から招集することができる。警戒本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が検討するものとする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
| エ　所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ）防災関係機関、特定事業者、その他事業者及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）大阪府石油コンビナート等防災本部総合防災体制への移行の必要性に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員への連絡に関すること(4)総合防災体制ア　配備時期特別防災区域において震度６弱以上の地震が発生した場合、若しくは、一般地域に影響を及ぼすおそれがある災害が発生した場合で対応が必要であると本部長が判断したときイ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート災害対策本部〕（以下、「災害対策本部」）本 部 長　　知事副本部長　　副知事（危機管理担当）、危機管理監本 部 員　 危機管理室長、報道監、健康医療部長、都市整備部長、 大阪府警察本部長事 務 局　　大阪府石油コンビナート指令部事務局員　　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常３号配備」職員ウ　災害対策本部会議本部長が必要と認めた場合は「災害対策本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて防災本部員から招集することができる。災害対策本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が検討するものとする。エ　所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ） 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所並びに特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）その他災害に関する重要な事項の決定に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員への連絡に関することオ　本部長の代理知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、消防保安課長の順とする。 | エ　所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ）防災関係機関、特定事業者、その他事業者及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）大阪府石油コンビナート等防災本部総合防災体制への移行の必要性に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員等への連絡に関すること(4)総合防災体制ア　配備時期特別防災区域において震度６弱以上の地震が発生した場合、若しくは、一般地域に影響を及ぼすおそれがある災害が発生した場合で対応が必要であると本部長が判断したときイ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート災害対策本部〕（以下、「災害対策本部」）本 部 長　　知事副本部長　　副知事（危機管理担当）、危機管理監本 部 員　 危機管理室長、報道監、健康医療部長、都市整備部長、 大阪府警察本部長事 務 局　　大阪府石油コンビナート指令部事務局員　　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常３号配備」職員ウ　災害対策本部会議本部長が必要と認めた場合は「災害対策本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて本部員等を招集することができる。災害対策本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が検討するものとする。エ　所掌事務（ア）情報の収集・伝達に関すること（イ）職員の配備に関すること（ウ） 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所並びに特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）その他災害に関する重要な事項の決定に関すること（オ）大阪府石油コンビナート等防災本部本部員等への連絡に関することオ　本部長の代理知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、消防保安課長の順とする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
| 第２　現地本部１　設置基準防災本部長は、総合防災体制を敷いたとき、災害の状況に応じ現地本部を設置する。２　組織(1)現地本部長は、災害発生地の市町長(関西国際空港地区にあっては災害の態様に応じ地元市町長のうちいずれかの市町長)又は主たる防災活動が海上である場合は大阪海上保安監部長（関西国際空港地区(周辺海域)にあっては関西空港海上保安航空基地長）をもって充てる。(2)現地本部員は、防災本部員のうちから次のとおり指名する。なお、防災本部長は、必要に応じ防災本部員のうちから現地本部員を追加指名することがある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別防災区域名 | 現地本部長 | 現地本部員 |
| 大阪北港地区 | 大阪市長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長大阪海上保安監部長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府政策企画部長大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長大阪市消防局長大阪北港地区防災協議会長 |
| 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き大阪市長を加える） |
| 堺泉北臨海地区 | 堺市長又は高石市長又は泉大津市長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長大阪海上保安監部長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府政策企画部長大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長堺市消防局長又は泉大津市消防本部消防長堺・泉北臨海特別防災地区協議会長 |
| 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き地元市長を加える） |

 | 第２　現地本部１　設置基準防災本部長は、総合防災体制を敷いたとき、災害の状況に応じ現地本部を設置する。２　組織(1)現地本部長は、災害発生地の市町長(関西国際空港地区にあっては災害の態様に応じ地元市町長のうちいずれかの市町長)又は主たる防災活動が海上である場合は大阪海上保安監部長（関西国際空港地区(周辺海域)にあっては関西空港海上保安航空基地長）をもって充てる。(2)現地本部員は、本部員等から次のとおり指名する。なお、防災本部長は、必要に応じ本部員等から現地本部員を追加指名することがある。(3)現地本部員が、現地本部に参集することができないときは、自らの機関に属する者を指名し、現地本部員に代わって業務に当たらせることができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別防災区域名 | 現地本部長 | 現地本部員 |
| 大阪北港地区 | 大阪市長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長大阪海上保安監部長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府危機管理監大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長大阪市消防局長大阪北港地区防災協議会長 |
| 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き大阪市長を加える） |
| 堺泉北臨海地区 | 堺市長又は高石市長又は泉大津市長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長大阪海上保安監部長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府危機管理監大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長堺市消防局長又は泉大津市消防本部消防長堺・泉北臨海特別防災地区協議会長 |
| 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き地元市長を加える） |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別防災区域名 | 現地本部長 | 現地本部員 |
| 関西国際空港地区 | 泉佐野市長又は泉南市長又は田尻町長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長関西空港海上保安航空基地長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府政策企画部長大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長泉州南広域消防本部消防長新関西国際空港株式会社技術・安全部長 |
| 関西空港海上保安航空基地長 | 同上（関西空港海上保安航空基地長を除き地元市町長を加える） |
| 岬　地　区 | 岬町長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長大阪海上保安監部長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府政策企画部長大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長泉州南広域消防本部消防長関西電力株式会社多奈川第二発電所長 |
| 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き岬町長を加える） |

３　業務(1)災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに防災本部への報告に関すること(2)防災関係機関、特定事業所及びその他事業所相互の調整に関すること(3)防災本部への要請事項の決定に関すること(4)防災本部長からの指示事項の実施に関すること(5)災害広報に関すること(6)その他応急活動の実施上必要な事項に関すること４　連絡員(1)現地本部員は、その業務を補佐させるため、必要に応じ所属する機関から連絡員を同行させる。(2)連絡員は、災害及び防ぎょ活動に関する情報、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所相互の調整事項等について防災本部（対策本部）へ連絡する。５　説明者(1)災害が発生した特定事業所は、災害状況及び各施設について説明のため、説明者を現地本部へ派遣する。(2)特定事業者は、速やかに説明者を派遣できるようあらかじめ指名しておく。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別防災区域名 | 現地本部長 | 現地本部員 |
| 関西国際空港地区 | 泉佐野市長又は泉南市長又は田尻町長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長関西空港海上保安航空基地長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府危機管理監大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長泉州南広域消防本部消防長新関西国際空港株式会社技術・安全部長 |
| 関西空港海上保安航空基地長 | 同上（関西空港海上保安航空基地長を除き地元市町長を加える） |
| 岬　地　区 | 岬町長 | 近畿経済産業局長中部近畿産業保安監督部近畿支部長大阪海上保安監部長大阪労働局長大阪府警察本部長大阪府危機管理監大阪府健康医療部長大阪府都市整備部長泉州南広域消防本部消防長関西電力株式会社多奈川第二発電所長 |
| 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き岬町長を加える） |

３　業務(1)災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに防災本部への報告に関すること(2)防災関係機関、特定事業所及びその他事業所相互の調整に関すること(3)防災本部への要請事項の決定に関すること(4)防災本部長からの指示事項の実施に関すること(5)災害広報に関すること(6)その他応急活動の実施上必要な事項に関すること４　連絡員(1)現地本部員は、その業務を補佐させるため、必要に応じ所属する機関から連絡員を同行させる。(2)連絡員は、災害及び防ぎょ活動に関する情報、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所相互の調整事項等について防災本部（対策本部）へ連絡する。５　説明者(1)災害が発生した特定事業所は、災害状況及び各施設について説明のため、説明者を現地本部へ派遣する。(2)特定事業者は、速やかに説明者を派遣できるようあらかじめ指名しておく。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
| ６　設置場所現地本部の設置場所は、原則として次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別防災区域名 | 設置場所 | 所在地 |
| 大阪北港地区 | 大阪市役所 | 大阪市北区中之島１－３－２０ |
| 大阪海上保安監部 | 大阪市港区築港４－１０－３ |
| 堺泉北臨海地区 | 堺市役所本館３階大会議室高石市役所正庁大会議室泉大津市役所４０１会議室 | 堺市堺区南瓦町３－１高石市加茂４－１－１泉大津市東雲町９－１２ |
| 堺海上保安署 | 堺市西区石津西町２０ |
| 関西国際空港地区 | 新関西国際空港株式会社棟５階　会議室 | 泉佐野市泉州空港北１ |
| 関西空港海上保安航空基地 | 泉佐野市泉州空港北１ |
| 岬地区 | 岬町役場（水道庁舎1階会議室） | 泉南郡岬町深日２０００－１ |
| 岸和田海上保安署 | 岸和田市新港町１ |

なお、災害の規模・態様によっては、災害の情報が迅速に把握でき、防災活動に関する指揮が容易であると現地本部長が認めて指定する場所とする。　７　解散現地本部は、防災本部長が現地本部長と協議し、適当と認めた場合に解散する。８　現地調整本部ア　配備時期特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する必要があると現地本部長が判断したとき。ただし、防災本部長が必要と認める場合は、現地本部会議を開催する。イ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート現地調整本部〕（以下、「現地調整本部」）現地調整本部長 ： 災害発生地の市町長〔※海上防災活動の場合 : 市町長 ⇔ 大阪海上保安監部長等 〕現地調整本部員 ： 災害発生地の海上保安関係機関の長、消防長、警察署長、港湾局長、大阪府土木事務所地域防災監、特別防災地区協議会の代表者又は特定事業所長、若しくは前記各本部員が指名する者事務局員 ： 消防保安課長及び大阪府石油コンビナート等防災本部長が指名する者ウ　現地調整本部会議現地調整本部長が必要と認めた場合は「現地調整本部会議」を開催する。なお、現地調整本部長は必要に応じて防災関係機関から現地調整本部員を招集することができる。エ　所掌事務（ア）災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに現地本部への報告に関すること（イ）現地本部への要請事項の決定に関すること（ウ）防災関係機関及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）その他災害に関する緊急を要する重要な事項の決定に関すること | ６　設置場所現地本部の設置場所は、原則として次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別防災区域名 | 設置場所 | 所在地 |
| 大阪北港地区 | 大阪市役所 | 大阪市北区中之島１－３－２０ |
| 大阪海上保安監部 | 大阪市港区築港４－１０－３ |
| 堺泉北臨海地区 | 堺市役所本館３階大会議室高石市役所正庁大会議室泉大津市役所４０１会議室 | 堺市堺区南瓦町３－１高石市加茂４－１－１泉大津市東雲町９－１２ |
| 堺海上保安署 | 堺市西区石津西町２０ |
| 関西国際空港地区 | 新関西国際空港株式会社棟５階　会議室 | 泉佐野市泉州空港北１ |
| 関西空港海上保安航空基地 | 泉佐野市泉州空港北１ |
| 岬地区 | 岬町役場（水道庁舎1階会議室） | 泉南郡岬町深日２０００－１ |
| 岸和田海上保安署 | 岸和田市新港町１ |

なお、災害の規模・態様によっては、災害の情報が迅速に把握でき、防災活動に関する指揮が容易であると現地本部長が認めて指定する場所とする。　７　解散現地本部は、防災本部長が現地本部長と協議し、適当と認めた場合に解散する。８　現地調整本部ア　配備時期特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する必要があると現地本部長が判断したとき。ただし、防災本部長が必要と認める場合は、現地本部会議を開催する。イ　配備体制　〔大阪府石油コンビナート現地調整本部〕（以下、「現地調整本部」）現地調整本部長 ： 災害発生地の市町長〔※海上防災活動の場合 : 市町長 ⇔ 大阪海上保安監部長等 〕現地調整本部員 ： 災害発生地の海上保安関係機関の長、消防長、警察署長、港湾局長、大阪府土木事務所地域防災監、特別防災地区協議会の代表者又は特定事業所長、若しくは前記各本部員が指名する者事務局員 ： 消防保安課長及び大阪府石油コンビナート等防災本部長が指名する者ウ　現地調整本部会議現地調整本部長が必要と認めた場合は「現地調整本部会議」を開催する。なお、現地調整本部長は必要に応じて防災関係機関から現地調整本部員を招集することができる。エ　所掌事務（ア）災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに現地本部への報告に関すること（イ）現地本部への要請事項の決定に関すること（ウ）防災関係機関及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること（エ）その他災害に関する緊急を要する重要な事項の決定に関すること |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 改訂案 |
| 大阪府石油コンビナート等特別防災区域における災害応急活動〔概念図〕大阪府石油コンビナート等防災本部総合防災体制□設置基準　特別防災区域において震度６弱以上の地震が発生した場合、若しくは、一般地域に影響を及ぼすおそれのある火災が発生した場合□府の組織体制　大阪府石油コンビナート災害対策本部本部長：知事、副本部長：副知事（危機管理担当）・危機管理監本部員：危機管理室長・報道監・健康医療部長・都市整備部長・大阪府警本部長事務局：大阪府石油コンビナート指令部事務局員：大阪府災害等応急対策実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常３号配備職員※長時間継続するおそれのある火災が発生した場合は現地連絡所を設置 第二次防災体制□設置基準　特別防災区域において震度５弱、震度５強の地震が発生した場合、若しくは、複数の施設で長時間継続するおそれのある火災が発生した場合□府の組織体制　大阪府石油コンビナート警戒本部本部長：知事、副本部長：副知事（危機管理担当）・危機管理監本部員：危機管理室長・報道監・健康医療部長　事務局：大阪府石油コンビナート指令部事務局員：大阪府災害等応急対策実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常２号配備職員※長時間継続するおそれのある火災が発生した場合は現地連絡所を設置第一次防災体制□設置基準　特別防災区域において震度４の地震が発生した場合、若しくは、１施設で長時間継続するおそれのある火災が発生した場合□府の組織体制　大阪府石油コンビナート指令部指令部長：危機管理監、指令部副部長：危機管理室長指令部員：消防保安課長・防災企画課長・災害対策課長・報道監・医療対策課長事務局員：大阪府災害等応急対策実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常１号配備職員※長時間継続するおそれのある火災が発生した場合は現地連絡所を設置警戒体制□設置基準　特別防災区域において災害が発生した場合 □府の組織体制　危機管理室職員防災・危機管理指令部防災・危機管理警戒本部災害対策本部大阪府石油コンビナート等現地本部□設置基準　一般地域に影響を及ぼしており、かつ、多数の人的被害が発生している場合□組織体制 現地本部長は災害発生地の市町長等、防災本部員（区域ごとに指名）□対策推進組織　大阪府石油コンビナート現地調整本部現地調整本部長：災害発生地の市町長等現地調整本部員：災害発生地の海上保安関係機関の長、消防長、警察署長、港湾局長、大阪府土木事務所地域防災監、特別防災地区協議会の代表者又は特定事業所長、若しくは前記各本部員が指名する者事務局員：消防保安課長及び大阪府石油コンビナート指令部が指名する者※総合防災体制を敷くとき又は移行するときは、災害発生地の市町長、消防長又は海上保安監部長の意見を聞くものとする。  連携 連携 連携   | 大阪府石油コンビナート等特別防災区域における災害応急活動〔概念図〕大阪府石油コンビナート等防災本部総合防災体制□設置基準　特別防災区域において震度６弱以上の地震が発生した場合、若しくは、一般地域に影響を及ぼすおそれのある火災が発生した場合□府の組織体制　大阪府石油コンビナート災害対策本部本部長：知事、副本部長：副知事（危機管理担当）・危機管理監本部員：危機管理室長・報道監・健康医療部長・都市整備部長・大阪府警本部長事務局：大阪府石油コンビナート指令部事務局員：大阪府災害等応急対策実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常３号配備職員※長時間継続するおそれのある火災が発生した場合は現地連絡所を設置 第二次防災体制□設置基準　特別防災区域において震度５弱、震度５強の地震が発生した場合、若しくは、複数の施設で長時間継続するおそれのある火災が発生した場合□府の組織体制　大阪府石油コンビナート警戒本部本部長：知事、副本部長：副知事（危機管理担当）・危機管理監本部員：危機管理室長・報道監・健康医療部長　事務局：大阪府石油コンビナート指令部事務局員：大阪府災害等応急対策実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常２号配備職員※長時間継続するおそれのある火災が発生した場合は現地連絡所を設置第一次防災体制□設置基準　特別防災区域において震度４の地震が発生した場合、若しくは、１施設で長時間継続するおそれのある火災が発生した場合□府の組織体制　大阪府石油コンビナート指令部指令部長：危機管理監、指令部副部長：危機管理室長指令部員：消防保安課長・防災企画課長・災害対策課長・報道監・医療対策課長事務局員：大阪府災害等応急対策実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常１号配備職員※長時間継続するおそれのある火災が発生した場合は現地連絡所を設置警戒体制□設置基準　特別防災区域において災害が発生した場合 □府の組織体制　危機管理室職員防災・危機管理指令部防災・危機管理警戒本部災害対策本部大阪府石油コンビナート等現地本部□設置基準　一般地域に影響を及ぼしており、かつ、多数の人的被害が発生している場合□組織体制 現地本部長は災害発生地の市町長等、防災本部員（区域ごとに指名）□対策推進組織　大阪府石油コンビナート現地調整本部現地調整本部長：災害発生地の市町長等現地調整本部員：災害発生地の海上保安関係機関の長、消防長、警察署長、港湾局長、大阪府土木事務所地域防災監、特別防災地区協議会の代表者又は特定事業所長、若しくは前記各本部員が指名する者事務局員：消防保安課長及び大阪府石油コンビナート指令部が指名する者※総合防災体制を敷くとき又は移行するときは、災害発生地の市町長、消防長又は海上保安監部長の意見を聞くものとする。  連携 連携 連携   |